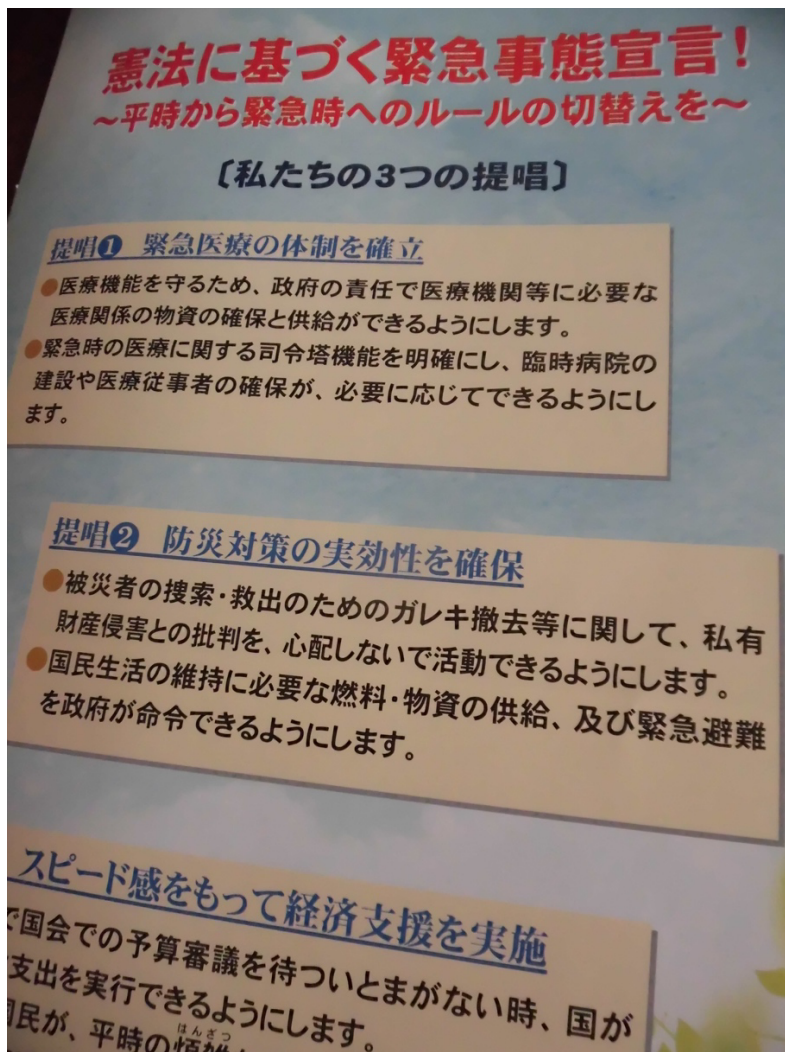


憲法改正の議論で、災害時（非常事態時）の私権制限にかかわる「緊急事態条項」を憲法に明記するべきとの主張がなされている。

これに対する反対意見は、私権制限は民主主義に反するだの、災害対策基本法で十分、緊急事態条項に相当する、といったものだ。

しかし、私権制限してほしくなければ、そのような状況を招かないように、「自助共助の備え」をしておけばよいのに、現実には程遠い。災害対策基本法では確かに、緊急時の対応として私権制限は可能であるが、強制力をもたないし、行政側は憲法違反を問われることの恐れから及び腰になっているというのが現状だ。



近い将来発生が懸念される巨大災害を前に、憲法改正に伴う緊急辞退条項の議論が始まっている

なぜこのような事態が起きるのか。理由は極めて単純で、国、地方行政、国民ともども、南海トラフ地震、千島・日本海溝地震の被害想定公表など国難級自然災害についてこの11年間、さんざん議論されてきたにも関わらず、危機感が全く共有されていないからだ。こうした現状を踏まえた、憲法改正にともなう「緊急事態条項」の内容については、「災害後の生活再建こそが目的であり、すなわち緊急事態条項は国民主権を維持するためのものである」ということが検討され始めている。さらに、災害発生後の国民主権を維持するためには、事前の対策（防災・減災）に国民が責任をもつべきものであるとの「国の姿勢」を明記すべきことも求められるとしている。

このことは実は、寺田寅彦師がすでに100年前の関東大震災時にも書き残している。

「文明が進むにしたがって、人間は次第に自然を征服しようとする野心を生じた。そうしてあつぱれ自然の暴威を封じ込めたつもりになっていると、どうかした拍子に檻を破った猛獣の大群のように、自然が暴れだして高楼を倒壊せしめ堤防を崩壊させて人命を危うくし財産を滅ぼす」（天災と国防）

そして師は、こうした社会構造に起因する被害の様相は、時代と共に変化し、エスカレートしていくと警句をつけくわえることも忘れていない。

こうした師の教えが緊急事態条項に盛り込まれるべきことなのだろう。

（令和4年9月）